

平成26年第3回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日（木）午前10時開議

出席議員（11名）

1番	杉山茂夫	3番	久田伸一
4番	高坂茂	5番	下田敏美
6番	川村重光	7番	河野豊
8番	円子徳通	9番	母良田昭
10番	山本実	11番	金崎盛三
12番	苔米地繁雄		

欠席議員（1名）

2番	附田輝雄
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
建設 下水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会 委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広 事務局次長 畠山正子
総括主査 鈴木健司

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 1 4 号 平成 2 5 年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業
以外の事業の決算報告について
- 日程第 4 報告第 1 5 号 平成 2 5 年度六戸町健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 1 6 号 平成 2 5 年度六戸町資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結につ
いて
- 日程第 7 議案第 3 7 号 六戸町税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 3 8 号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例案
- 日程第 9 議案第 3 9 号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例案
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例案
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度六戸町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

11番 金 崎 盛 三

1番 杉 山 茂 夫

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。2番、附田輝雄君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成25年度決算関係認定第1号から第8号までの8件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、決算特別委員会委員長。

決算特別委員長（川村重光君）

おはようございます。

決算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、決算特別委員会に付託されました平成25年度決算関係の認定第1号 平成25年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計決算認定

について、認定第5号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第7号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを、去る9月9日、10日の2日間、決算特別委員会を開催し、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（苫米地繁雄君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、決算関係、認定第1号から認定第8号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成25年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計

決算認定について、認定第6号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第7号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第14号 平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第14号 平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、新産事業団理事会定例会において承認された平成25年度決算報告を、地方自治法の一部を改正する法律、平成23年法律第35号の附則第3条の規定により、別冊のとおり決算附属書類及び監事の意見書を付して議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

まず最初に、特定事業から説明いたします。

お手元にあります別冊資料ナンバー2のご参照をお願いいたします。

特定事業決算附属書類の1ページをごらんください。

1、事業の実施状況のうち、当町にかかわる（1）金矢工業用地造成事業の平成25年度で実施した概要は、用地の処分はなし、貸し付けは、株式会社真和ほか1件となっております。工事の状況については、用地測量1件竣工しております。この結果、事業収益397万3,491円に対して事業費用141万4,770円でありましたので、当年度としては255万8,721円の純利益が生じております。

続いて、別冊のナンバー5の資料をご参照お願いします。

特定事業以外の事業の決算附属書類になります。1ページをごらんください。

1、一般管理会計では、上から6行目になりますが、歳入歳出差し引き残額2,237万8,027円を、また、2、一般事業会計では、上から13行目になりますが、歳入歳出差し引き残額3万9,721円を、それぞれ全額翌年度へ繰り越すするものであります。

以上で、報告第14号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第14号 平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第15号 平成25年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第15号 平成25年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、平成25年度決算において実質赤字が生じておりませんので実質赤字比率はなく、黒字ですので、実質黒字比率が7.29%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、黒字となっておりますので、連結実質黒字比率が8.64%となっております。

また、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は13.3%で、前年度数値より1.3ポイント改善されております。

続いて、一般会計等が将来負担する全会計の全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率は21.8%で、これは前年度数値より26.5ポイント改善されました。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で、報告第15号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第15号 平成25年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第5 報告第16号 平成25年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第16号 平成25年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

これは企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すものであり、国民健康保険病院事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で、報告第16号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第16号 平成25年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

これは六戸町と十和田市及び三沢市との間において、去る平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定に、新たに連携する消費生活の取り組みを追加するため、地方自治法第96条第2項による六戸町議会の議決すべき事件を定める条例により議会の同意を求めるものであります。

変更する協定書の内容につきましてご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

別表第1は、生活機能の強化に関する政策分野ですが、これに（6）消費生活、①消費生活相談体制等の充実。

取り組み内容、複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取り組みを進める。

甲の役割、甲が設置する消費生活センターの広域利用を進め、乙と連携して圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。

乙の役割、甲が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努めるとともに、甲に応分の経費を負担する、を新たに追加するものであります。

以上で、議案第36号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

この条例の説明はわかりますけれども、具体的に、圏域ですから、こういった連携をとってこの消費生活の相談に充てるというか、具体的なところを少し説明していただきたいと思っています。

議 長（苫米地繁雄君）

産業課長。

産業課長（外山昌彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。

来年4月から十和田市のほうに相談員2名を配置して、六戸町の方が、消費生活相談があった場合に、十和田市のほうの相談員が相談に乗るというふうな事業です。

来年度予算において六戸町から負担金を支出するものです。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第37号 六戸町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

議案第37号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の17ページからになります。

今回の改正は、地方税法の一部改正ほか関連する法律や政省令の一部改正に伴い改正するものであります。

説明補足資料1ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案の18ページをごらんください。

第23条第2項の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定を整備したものであります。

後ろから2行目の第34条の4の改正は、地方税法の改正により法人の町民税における法人税割の税率を「100分の12.3」から「100分の9.7」に引き下げるものであります。

次の、第48条第2項の改正は、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備であります。

19ページの4行目の第52条第1項の改正は、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う所要の規定の整備であります。

5行目からの第82条の改正は、軽自動車の税率を引き上げるものでありますが、これについては後ほど詳しく説明いたします。

後ろから2行目、附則第4条の2の改正は、租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整

備であります。

20ページ4行目の、附則第7条の4の改正は、さきの税条例改正で生じた条項番号のずれを改めるものであります。

次の附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例についての改正で、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過する三輪以上の軽自動車に対する経年車重課の規定を新規に加えるものであります。これについても後ほど詳しく説明いたします。

21ページ表の後の附則第19条第1項の改正及び次の附則第19条の2第2項の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、引用先の規定をより明確に示すための改正であります。

22ページ最初の附則第19条の3第2項の改正は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、法改正に合わせて所要の規定の整備をするものであります。

6行目の附則第22条から第23条の改正は、東日本大震災に係る特例条項ですが、地方税法に明示されているものであり、条例の性格を踏まえ条例からは削除するものであり、この削除に伴い附則第24条と附則第25条を第22条と第23条へ繰り上げるものであります。

そのほかは、字句の改正及び条文の整理を行ったものであります。

附則については、22ページ後段からの第1条が施行期日を、24ページからの第2条が町民税に関する経過措置を、そして25ページ中ほどからの第3条から次のページの第5条までが、軽自動車税に関する経過措置を定めるものであります。

それでは、ここで、軽自動車に関する税率引き上げと経年車重課について詳しく説明いたします。

説明補足資料のほうになります。

10ページに軽自動車税の税率改正案一覧表というものがありますので、そこをごらんください。

表の左側から右側へ、区分、番号、税率、そして経年車重課税率となっております。上から下に向かっては軽自動車の区分を示す表となっております。

中ほどの番号、1から15まで振ってありますが、これは説明用につけたもので、意味のあるものではありませんのでご了承ください。

まず、この番号の1から6になります。これらの車両については、平成27年度分から税率が1.5倍に引き上げられます。ただし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000

円となります。

次に、番号が7から12の三輪以上の車両になりますが、これらについては平成27年度以降に新規取得される新車のみが対象となりますが、9番軽四輪の乗用、自家用で1.5倍、それ以外は1.25倍に引き上げられます。1から12までは地方税法で規定されるものであります。

そして表の番号13から15、下の3つですが、これらについては、上の1から12までの改正との均衡を踏まえて各市町村が定めることになっております。

今回の改正で、この下の3つについては1.25倍に引き上げる内容となります。

ここで注意していただきたいことは、三輪以上の軽自動車、7から11になりますけれども、これらは新車のみが引き上げの対象となるのに対し、それ以外のものについては新車、中古を問わずに引き上げの対象となります。

次に、表の右端の太枠部分の、経年車重課税率について説明いたします。

これは、三輪以上の軽自動車、7から11になります。条例上の表現は、最初の車両番号指定から14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税となっておりますが、簡単に言いますと、最初の新規車検から13年を経過したものということになります。これらについては税率を20%上乘せするという重課規定であります。この重課規定は平成28年度分からの適用となりますが、平成27年度以降に新規取得される新車に限るものではなく、既に所有されているものについても対象となります。例えば、既に所有されている軽四輪の乗用の自家用、番号でいうと9番になりますが、これについて例を挙げますと、平成27年度からの税率改正の対象とはなりませんので7,200円のままですが、平成28年度以降に新規車検から13年を経過した年度においては、一気に12,900円と約8割増しにはね上がることとなります。

以上で、議案第37号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

6番、川村君。

6番（川村重光君）

18ページに外国法人の改正とありますが、六戸町にもそういう対象があるわけですか。そこら辺をちょっと。またどのぐらいあるか。

議 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

お答えいたします。

定かな数字はちょっと今資料がないんですが、例えば大きい企業で、外国との取引があったり外国人の方を雇っていたりしている法人については、その支店とか事業所が六戸町にあれば、こういう事例も出てまいります。

議 長（苫米地繁雄君）

6番、川村君。

6 番（川村重光君）

現在はないということですか。

議 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

お答えいたします。

現在はございません。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかにございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 六戸町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第38号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第38号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についてご説明いたします。

議案29ページからになります。

本条例案は、全52条から成るものでございます。

内容につきましては、子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行が予定されていることに伴い、新制度において事業対象となるためには特定教育・保育施設、いわゆる認定こども園、幼稚園、保育所については県が認可をし、町が運営基準を満たしているか確認をすることになります。

また、特定地域型保育事業、いわゆる新規に設けられる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業については町が認可及び確認をすることになるため、その確認に必要な運営に関する基準を定めるものでございます。

31ページをお開き願います。

第1章は32ページまで、総則を定めております。

第2章は56ページまで、特定教育・保育施設の運営に関する基準について定めております。内容は、利用人員、運営、給付費に関する基準であります。

第3章は71ページまで、特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めております。同じく、利用人員、運営、給付費に関する基準であります。

次に、71ページをお開き願います。

附則第1条は、施行日を子ども・子育て支援法の施行の日とするものであります。

附則第2条は、特定保育所、いわゆる従来の保育所に関する特例について規定しております。

附則第3条から第5条までは、新制度における施設型給付費等、小規模保育事業の利用定員及び連携施設に関する経過措置について規定しております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 六戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(川村星彦君)

議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は全21条から成るものでございます。内容につきましては、児童福祉法の改正に伴い、町に届け出をすれば民間事業者が当該事業を行うことができるとされるため、その設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案77ページをお開き願います。

第1条は趣旨について、第2条は用語の意味、第3条及び第4条は基準の目的及びその運営について、第5条から8条までは一般原則及び従事する職員の一般的要件等について、第

9条及び第10条は設備及び職員の配置等の基準について、第11条から87ページの第21条までは利用者に対する処遇、整備すべき運営規程及び帳簿のほか事業の運営に関する基準について定めております。

次に、88ページをお開き願います。

附則第1条は、施行日を定めております。

附則第2条及び第3条は、職員の資格要件及び設備の基準に関する経過措置について定めております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第40号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第40号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は全48条から成るものでございます。

内容につきましては、児童福祉法の改正に伴い家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4つの保育事業を町が認可することとなるため、その認可の基準を定めるものでございます。

議案91ページをお開き願います。

第1章は103ページまで、総則を定めております。

第2章は106ページまで、家庭的保育事業について。

第3章は118ページまで、小規模保育事業について。

第4章は121ページまで、居宅訪問型保育事業について。

第5章は131ページまで、事業所内保育事業について定めております。

次に、132ページをお開き願います。

附則第1条は施行日を定めております。

附則第2条から第5条までは食事の提供、連携施設、職員配置、利用定員についての経過措置を規定しております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今、議案第40号の説明をいただきましたけれども、その前の38、39号にも該当するかと思いますけれども、特に、放課後児童の健全育成事業ですか、こちらについても、大曲地区の学童保育所というのは、結構住宅街からちょこっと離れているような場所にあると思うんですね。先般も小松ヶ丘の交流センターのガラスが割られたということをお聞きしております。新聞にもたしか載りましたよね。そういうこともあったという事実があります。そういう中において、子供たちの安全をどう確保していくかというのも、一つの課題だと思うんですね。今の、この条例の中をいろいろ見てみますと、そういう文言は1つも入っていないと。避難訓練だとかそういうことについては入っておりますけれども。

それで何が言いたいかといいますと、ガラスが割れたとかそういう不測の事態も生じていますので、今後、どういう不測の事態が発生するかというのも、ある程度想定しておかなければいけないと思うんですね。そういう中におきましてやっぱり一番有効な手段というのは、防犯カメラだと思うんですよ。なので、こういう小さい子供をある程度守っていくというんですか、対外的にそういう、万が一のことがあった場合にもある程度対処できるような体制も整えておかなければいけないと。防犯カメラもそうなんですけれども、やっぱり地域の、周りの方たちとの助け合う協定というんですか、そういうことがある程度必要ではなかろうかと思うんですね。万が一のことがあったときに、中にいる、児童を指導するとか幼児を指導する方たちだけでは、恐らく対応は不可能だと思うんですけれども、それについては余り考え過ぎるということもあれなのかもしれませんけれども、私の考えとしては、ある程度そういう、未然に防止する対策というのも当然これは必要だと思うんですね。その点、町長、どうですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいま提案しておりますのは、国の定めにとりまして地元自治体が整備すべき条例案ということで提出しております。

今ご質問の点は、ご心配される点、そのとおりだなというふうに思いますが、今実際にやる段においてどうであるかというところは、また設備や何かに関しては、今この条例とはちよっとかけ離れているのではないのかなというふうに思います。

当然のこととして、施設等を実施していく場合においては、今ご質問があったような点や何かを考慮しながら、設計等いろんなことが考えられるのではないのかなと。

それから、ガラスの件が、交流館のことがございましたが、実際はどのような、作業中なのかはつきりしません。ただちょっと、続けて起きたということがございまして、私どもとしてはどなたであろうとも、もし故意であるならば許すわけにはいきませんので、警察に届けながら、実際のそのような再発防止のために努めたということでございます。

今後においても防犯カメラ含め、いろんな公的なものに対する危害等を加えるものがあるのであれば、単に傍観することなく、積極的に何としてもそういう悪質なものにおきましては警察に摘発してくれるように六戸町では断固たる姿勢で臨んでおりますので、今後いろんな施設があるとすれば、今言ったような点も考慮したようなものを考えながらやっていく時代、そういうときののかなというふうに認識しております。

本条例案は今、法にのっとっての、自治体、六戸町としてのことでございますので、ご理解賜ればありがたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

大曲小学校の学童保育所については、平成26年度予算で監視カメラの予算をつけていただいておりますので、24時間監視カメラが作動しておりますので、ご報告申し上げます。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第41号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (川村政則君)

議案第41号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の134ページをごらんください。

今回の改正は、老朽化により六戸町上吉田地区公民館を廃止することに伴い、六戸町公民館設置条例の一部を改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

この条例はわかりますけれども、ということは、上吉田の地区公民館はなくなるということによろしいですか。それとも、また建てかえのためにこの条例をとということなんでしょうか。これをちょっと確認したいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

上吉田地区公民館として、今、町のほうで運営してございますけれども、これを廃止するというので、なくなるということでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

地区公民館として来ましたが、先ほどの説明のとおりでございます。いろいろ地域の方々と相談し、また今までの使用状況等に関しましても、役場として、また地域の方々との相談の中におきまして、公民館といいますか集会施設、上吉田としてみずから町の施設というよりもつくるんだということを長年協議してまいりまして、それが煮詰まってまいりましたので地区公民館としてのものは、老朽化したものは廃止をし、新たに建設するプランに基づいて、地域の方々が、今度は上吉田の集会施設ということになります。当然、その用途としても、今まで公的な、我々が使っている部分においても対応し得るようなプランを地元の方々はお持ちでございますので、施設の利用という部分においては、私も役場としても支障がないのではないのかなというふうに思います。今、それを進めるに当たりまして、まずこの条

例等を整備しませんと、敷地の処分ですとかそういうことができないものですから、このように条例の改正をお願いした次第でございます。

ご理解賜りたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

よくわかりました。

ということは、町での公民館の機能というものはもう廃止ということで、あとは地区で新しく公民館をつくるのであれば地区のほうでという考えでよろしいわけですね。

はい、わかりました。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかにございませんか。

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

町長の説明で大体わかりますけれども、建設の際、地元の財産を処分して相当の金額を町に寄附して建設したと私は記憶しております。

それで三十数年たっているわけですが、地元の理解を円満に得られたのかどうか、その辺の経過を少し聞きたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

それでは、お答え申し上げます。

ご存じのとおり、建築から、現在上吉田地区公民館は40年が経過しております。昭和49年の3月に完成している建物でございます。トイレ及び水道設備を初めとしまして、耐震対

策を含めた建物の全体の老朽化への対策として大規模な改修工事を、当初計画しておりました。しかしその費用が大きくて、また、六戸町における広域的なコミュニティ活動の拠点としての地区公民館の役割も終えたと考えることから、今後の上吉田地域における公民館のあり方について、以前より上吉田町内会と協議を進めてまいりました。その結果、町の公民館としての上吉田地区公民館を廃止しまして、その後、上吉田町内会の主導により建てかえ、管理、運営していくことをご理解を得ております。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今説明のとおりでございますが、過去の建設のいきさつからどのような形でなされたんだろうかというご質問だろうというふうに思います。

私も当時、今は亡くなられましたが、上吉田の公民館の建設、財産区の処分からを含めて、またその管理にかかわる部分で町にやってあげたともいえるし、町のほうが逆に世話をしてあげたともいえる状況でつくられた地区公民館となったわけでございますが、それらの歴史的経緯も踏まえて、地域の方々と長年この件に関しては協議をしてまいりました。それで上吉田自体のご意見として、自分たちの集会施設として運営していったらいいと、今回は古くなってきたので、私たちが自由に使える施設として、また役場がお願いすればもちろん利用させてもらえるわけでございますので、過去の経過を踏まえたことを地元の方がわかっておりますということをご理解を前提に協議をしてきましたので、十分に協議はなされたものというふうに判断しております。

ご理解賜りたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

管理費は1年に100万円以上かかっていたように私は記憶します。ただ、その点は上吉田

町内会が全部負担しなければならないということを考えれば、相当の重荷を町内会は背負うことになると思います。

次に考えられるのは、七百地区公民館がまたそういう二の舞を踏んでいくのかなということを考えざるを得ないんですが、でも、この管理費となれば、部落の人にとっては1戸当たりの相当な負担になると思います。何年かは町で、例えば3年間なら3年間、一部負担の補助を考えられないものかどうかお伺いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

単純に負担という、金額だけでのことではなくて、今の状況の役所管理におきましては、今ご意見を述べられたとおりだというふうに思いますが、地域の方々の他にあります集会所、公民館の管理状況から見まして、実際の地区として運営し得るということも、私どもから申し上げたのではなく、向こうからそのように言われておりますので、強いて言うならば、こちらから管理費は出さない分得したというよりも、得たから何かやってあげればいいんだという意味ではなくて、十分住民の主体的な要素を尊重しての経過でございます。

あわせて、これからはまた議会の皆さんにお願いすることが出てくるわけですが、通常の集会施設を集落がつくるというのと違う意味合いの中で、この変革のときですので、その段階で町としてご協力をしながら、違う形の中で負担が軽減されるように協力しながらこの切りかえを行ってまいりたいというふうに思っております。

次の段階として、段階という勘違いされますが、七百地区も同じようにあるというお話でございます。確かに置かれた形としてはそうでございます。ただ、いろんな利用状況という部分を調べますと、上吉田地区公民館と七百地区公民館だと、その地域範囲ですとか利用の仕方とか、そういう部分に大きな違いがございます。ですから、地区公民館という部分を、あれではだめだろう、地元でやろうよというような考えを私自身が持っているわけではございません。もし地元でそういう要望があれば、また話は別でございますけれども、上吉田と名前等置かれた立場は同じではありましたが、利用状況等、またはその範囲等考えますと、ちょっと上吉田地区と七百地区とは違うかなというふうに思っておりますので、私どもが今、七百地区公民館が云々ということは、耐震的な意味や何かでどうするかというのは

あろうかとは思いますが、今それをどうしようというところまでは、今考えは、特別、私ども役場としては持っておりませんので、追いかけていって同じようにやるというふうには捉えないでお願いいただいてもよろしいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第42号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第42号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第2号）について、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

まず、1款町税、1項町民税では2,000万円、2項固定資産税では1,000万円をそれぞれ増額計上、9款地方特例交付金では184万3,000円の増額計上。

続いて4ページになります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費との関連においてそれぞれ調整の上、補正計上いたしております。

18款繰入金では、ふるさと基金繰入金1,010万1,000円を追加計上いたしました。

19款繰越金では、1,370万2,000円を増額計上いたしました。

20款諸収入では、5項雑入におきまして、町村の魅力発信事業助成金200万円を追加計上いたしております。

21款町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、1,400万円増額計上いたしております。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

まず、職員の人件費につきましては、4月の人事異動などの精算の上、調整したものでございます。

人件費以外の主な内容について、款を追ってご説明いたします。

8ページをごらんください。

まず、2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費において社会保障・税番号制度導入に伴う現況調査等業務委託ほかで193万2,000円の増額計上、また、印刷機、備品購入で136万8,000円を追加計上、3目財産管理費では、町有固定資産台帳整備支援業務委託料等で162万円を計上、8目情報施策推進費では、委託料に社会保障・税番号制度対応プログラム改修業務ほかで598万9,000円を計上いたしました。

9ページ、9目町民バス運行費では、委託料に町民バス停留所標識製作業務ほかで152万

5,000円、工事請負費、町民バス待合所新設工事費159万7,000円、備品購入費にユニット式町民バス待合所及び車庫用備品購入で236万7,000円を計上。

10ページになります。

2項徴税费、1目賦課徴収費に町税還付金等で100万円を増額計上。

4項選挙費に、選挙管理委員会委員視察経費で45万円を追加計上。

11ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、委託料に社会保障・税番号制度対応プログラム修正業務ほかで298万1,000円を追加計上、繰出金に国保会計事業繰出金100万3,000円、後期高齢者医療会計繰出金を227万円それぞれ減額計上、また、介護保険事業会計繰出金672万円増額計上であります。

13ページをごらんください。

4款衛生費では、1項保健衛生費、2目予防費の委託料に乳幼児・児童水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い、合わせて485万7,000円を追加計上いたしました。

2項清掃費、2目下水処理費に、浄化槽設置整備及び推進事業補助金2,523万円を増額計上。

14ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に、農地台帳システム改修業務委託料103万7,000円を計上、3目農業振興費に、多面的機能支払交付金事業負担金226万5,000円、経営体育成支援事業補助金615万1,000円及びベジタランドろくのへ消費拡大事業補助金123万2,000円を計上、また、農業集落排水事業特別会計繰出金95万3,000円増額計上、5目農地費に、六戸第2地区農道整備事業負担金125万円増額計上。

2項林業費に、森林整備地域活動支援交付金54万円を追加計上しました。

続いて16ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費では、プレミアム商品券発行事業補助金350万円、ベジタランドろくのへ食と交流事業補助金48万円を追加計上、3目観光費に、シャモロック宣伝事業補助金15万円を計上しました。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の備品購入費に、大型複写機購入で189万円計上。

17ページ、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費に、除雪車両等修繕料191万円、除雪機械借上料で258万3,000円、町道維持補修工事費で560万円を計上、3目道路新設改良費では、委託料に町道高見大曲線道路測量設計業務ほかで930万円、工事請負費に道路改良舗装工事ほかで270万円を増額計上しました。

18ページ、4項都市計画費、4目下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金241万円を増額計上。

19ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に、六戸小学校シーソー新設工事費49万7,000円計上いたしました。

また、20ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、たての台団地公民館改修事業費補助金47万9,000円追加計上、2目公民館費に、上吉田地区公民館解体工事費ほかで410万7,000円追加計上いたしました。

以上で、議案第42号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

ちょっと関連で質問させていただきたいと思います。

町営住宅が、いっぱい建っています館野住宅がありますけれども、そこは、ことは入居者の関係でとりあえず様子見ということなんですけれども、あそこはあと何棟というか、何戸ぐらい建つのか。それと、要は官庁街のほうから見ると、館野公園側のほうの土どめが未整備だと思うんですけれども、きょうもそうなんですけれども、札幌だとかあちこちで、時間で100ミリを超えるような大雨が降っています。そういう雨がここ六戸町にはないので安心してはいるんですけれども、もしかしてああいう集中豪雨が来たときには、何らかの事象が生じるのではないのかという懸念も当然あり得ると思うんですね。その土どめの整備をどのような形で計画をしているのか、その2点をご説明願いたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

お答えいたします。

ちょっと今資料がないんですが、当初の計画でいくとあと15戸ぐらいだったと思います。

あとの土どめについては、昨年度休止をしておりますので、第2期の工事のほうに入っています、今は考えていない状況です。今後伐採等もありますので、その管理はしていきたいなと思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今後、もし需要が生じて建てるとしたときには、その土どめを整備してからじゃないと無理じゃないのかなと私は見えていますけれども、その辺の対応はどうなんでしょうか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

たての台の話ですか。館野住宅。

（「館野住宅」の声あり）

町 長（吉田 豊君）

今、それこそ予算をお願いしているあれでございまして、実際に今その話がどうなってくるのかなと、私は正直捉えましたが、ただ、ご心配されている点。

実際の災害等といいましても、私ども、現段階では土どめ等は絶えずチェックはいたします。ただ、万が一の場合におきましても、反対側のほうとかそちらのほうに人が歩けないという状況の地形ではございませんので、まずは皆様お住まいの方々はその辺で対応が可能かなと。だからやらないということじゃありませんが、絶えずそこが危険であるかどうかは、担当課をしてチェックをしながらやっていきたいというふうに思っております。

住宅建築に関しましては、休止ということでございますが、今再開するという判断は現段階では私自身は持っておりませんので、それをやるべきというふうになったときには、またご意見等を踏まえながらやっていくべきだろうなというふうに捉えておるところでござい

す。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第43号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第43号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、事項別明細書に基づきまして説明いたします。

明細書の3ページをお開きください。

今回の補正予算の内容は、人件費の精査及び国保連合会負担金の変更によるものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を、100万3,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を、人件費の精査により101万5,000円減額計上いたしております。

同じく1項総務管理費、2目連合会負担金に1万2,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第43号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第44号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(松村 茂君)

議案第44号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計からの繰入金241万円を増額計上し、項の計を2億4,389万6,000円といたしました。

町債については事業費の確定により380万円減額計上し、項の計を1,160万円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費については、人件費を精査、工事請負費にマンホールふた調整工事ほか170万5,000円、負担金に平成25年度馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算分として174万2,000円を計上いたしました。

2項建設事業費については、平成26年度馬淵川流域下水道事業の確定により、建設負担金

382万5,000円を減額計上いたしました。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第45号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第45号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
ご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計からの繰入金を95万3,000円増額し、
項の計を1億1,824万8,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費については、七百処理場流量調整槽ポンプ交換等の修繕料と
して95万3,000円を計上いたしました。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第46号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(川村星彦君)

議案第46号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入の内容についてご説明いたします。

9款繰入金、1項一般会計繰入金に人件費精査の上672万円を増額計上し、2項基金繰入金に償還金として38万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費に人件費精査により672万円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費では、事業費の精査により1目介護予防サービス給付費を40万円減額し、6目介護予防住宅改修費に40万円増額計上いたしました。

6ページをお開き願います。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費では、事業費の精査により1目二次予防事業費を24万6,000円減額し、2目一次予防事業費に24万6,000円を増額計上、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、補助事業の返還金として38万5,000円を増額計上

いたしました。

以上で、議案第46号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第47号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第47号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、人件費の精査によるものであります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金を227万円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項一般管理費を、人件費の精査により227万円減額計上いたしております。

以上で、議案第47号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第3回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時14分）